

第 1 3 0 回
青森県都市計画審議会
議事録

平成22年7月9日（金）

日 時：平成22年7月9日（金） 午後1時30分から

場 所：青森県庁 西棟8階中会議室

出席者：委員 石岡 千鶴子
委員 山本 恭逸
委員 氏家 良博
委員 田中 正子
委員 板垣 美保
委員 藤村 幸子
委員 伊勢 敬久 （代理：斉藤 紳治）
委員 佐藤 憲雄 （代理：佐藤 吉治）
委員 青山 俊行 （代理：田中 和博）
委員 木場 宣行 （代理：田中 和男）
委員 寺島 喜代次 （代理：工藤 隆幸）
委員 西谷 洌
委員 石沢 秀幸

以上13名出席

案 件：議案第1号 八戸都市計画区域区分の変更（青森県決定）について
議案第2号 八戸都市計画臨港地区の変更（青森県決定）について
議案第3号 鶴田都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第4号 六戸都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第5号 五戸都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第6号 五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
議案第7号 鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
議案第8号 六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
議案第9号 三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
議案第10号 五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
議案第11号 階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について

(司会)

ただいまから、第130回青森県都市計画審議会を開会いたします。

今回、人事異動により、お手元の青森県都市計画審議会委員名簿のとおり、第2号委員に変動がございました。また、本日は今年度初めての審議会でもありますので、ここで出席委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様方でございます。

会長の青森公立大学教授 山本恭逸様でございます。

青森県ビックウーマンの石岡千鶴子様でございます。

弘前大学教授の氏家良博様でございます。

社団法人青森観光コンベンション協会の田中正子様でございます。

社団法人青森県建築士会 板垣美保様でございます。

はちのへ女性まちづくり塾生の会 藤村幸子様でございます。

第2号委員は、関係行政機関の皆様方でございます。このたび第2号委員の方は改選されております

東北財務局青森財務事務所長の伊勢敬久様でございますが、本日は代理として斉藤紳治様が出席されております。

東北農政局長の佐藤憲雄様でございますが、本日は代理として佐藤吉治様が出席されております。

東北地方整備局長の青山俊行様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所の田中和博様が出席されております。

東北運輸局長の木場宣行様でございますが、本日は代理として青森運輸支局の田中和男様が出席されております。

青森県警察本部長の寺島喜代次様でございますが、本日は代理として工藤隆幸様が出席されております。

第4号委員は、県議会の議員の皆様方でございます。

西谷洸様でございます。

第5号委員は、市町村の議会議長を代表する方でございます。

青森県町村議会議長会会長の石沢秀幸様でございます。

本日の出席状況につきましては、委員17名のうち、13名が出席されており出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。

前回から引き続き幹事であります青森県県土整備部都市計画課長の今裕嗣です。

次に、今回新たに就任いたしました青森県県土整備部建築住宅課長の楠田勝彦です。

本日は、青森県から付議された11件の議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認を行わせていただきます。上から1枚目が第130回青森県都市計画審議会次第、裏面が委員名簿および出席状況、2枚目が委員席図となります。その下にございますのが議案書、次に議案第1号から第5号までの参考資料となります。次に議案第6号から議案第11号までの参考資料となり、資料1-1から6-1が「整備、開発及び保全の方針」の案、資料1-2から6-2が新旧対照となっております。不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので山本議長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(山本会長)

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。ここで慣例によりまして、私の方から議事録署名委員2名を指名させていただきます。石岡千鶴子委員と田中正子委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。まず、議案第1号「八戸都市計画区域区分の変更（青森県決定）について」と議案第2号「八戸都市計画臨港地区の変更（青森県決定）について」ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局 都市計画・景観グループマネージャー)

議案第1号「八戸都市計画区域区分の変更（青森県決定）」及び議案第2号「八戸都市計画臨港地区の変更（青森県決定）」については、関連する案件ですので一括して説明させていただきます。

お手元の資料のうち、議案書は3ページと6ページ、参考資料は1ページと2ページとなっております。

議案の説明に入ります前に、区域区分及び臨港地区等について簡単にご説明いたします。

前のスクリーンでご説明いたします。

昭和43年に都市計画法が全面的に改正され、旧法から新法に切り替わりました。区域区分は、その際に設けられた制度でございます。

当時、高度経済成長期にあり、都市への人口集中がかなりの勢いで続いておりましたが、それに伴う乱開発等に対して法律が対応できていなかったことが制度創設の背景となっております。具体的には、市街化区域と市街化調整区域を線引きする区域区分制度や開発許可制度が創設されました。

次に都市計画法（新法）の体系についてでございます。大きく3つに区分することができます。

1つ目は、土地利用に関する都市計画であり、今回の議案となる区域区分や臨港地区が該当します。地域の状況に応じて建築物の建てられる用途を制限することにより、良好な市街地の形成を目指すものです。

2つめは、都市施設に関する都市計画です。道路や公園、下水道といった都市生活を支える施設の整備計画を定めるものです。

3つめは、市街地開発事業に関する都市計画です。これは、土地区画整理事業や市街地再開発事業等に関するもので、主に面的な市街地の開発や再整備を行うものです。

次に区域区分についてご説明します。

本県には、全部で25の都市計画区域がありますが、市街化区域と市街化調整区域を線引きする区域区分制度を選択している区域は、青森、弘前広域、八戸、六ヶ所の4区域となっており、残りの21区域は区域区分を選択しない非線引き都市計画区域となっております。

区域区分制度は、先ほどご説明しましたが、急激な都市化に伴う乱開発に対応するために導入された制度です。市街化区域は、計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域です。この2つの区域を明確に区分する制度です。

市街化区域と市街化調整区域を比較した表がこちらになります。

市街化区域は、積極的に市街化を図る区域であるため、農地転用の許可は不要です。また、一定の開発の質を確保するため、千㎡を超える開発は許可が必要となっております。

一方、市街化調整区域については、原則として開発は認められないなど、厳しい土地利用規制が敷かれ、農家住宅や農林漁業の振興のための施設等、限ら

れたもの以外の建築は制限されます。

この区域区分を定めなければならない区域は、以前は政令で定められておりましたが、平成12年の都市計画法改正により、のちほどご審議いただく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の中でこの制度を選択するか否かを、県が判断することとなりました。

これは、区域区分のイメージをイラストであらわしたものです。この赤い点線が市街化区域と市街化調整区域の境界になります。市街化調整区域には、法施行前から存在する既存集落や農家住宅、農業の関連施設などが建築されています。

この写真は、実際に区域区分をしている都市計画区域の写真です。この赤い点線が市街化区域と市街化調整区域の境界になります。規制の強弱がはっきりと出ているところが伺えます。

区域区分の変更に関しては、2つのパターンがあります。1つは、市街化区域の拡大であり、いままで開発が規制されていた市街化調整区域を市街化を促進する市街化区域に変更するものです。今回ご審議いただく案件は、この案件になります。もう一つは、市街化区域の縮小であり、市街化区域から市街化調整区域へ変更するものです。通常、逆線引きと言っており、開発が見込めない農地等が対象となります。

参考資料の2ページに記載しておりますが、八戸都市計画区域においては、昭和46年に初めて区域区分、市街化区域及び市街化調整区域の都市計画決定を行っております。

当初の市街化区域の面積は、4,679haで決定されておりましたが、その後の人口の増加や工業用地などの需要の増加に伴い、5回の定期見直しと3回の随時変更により、現在の市街化区域の面積は6,081haと当初に比べて1,402ha増加している状況となっております。

次に、臨港地区についてご説明いたします。臨港地区とは港湾を管理運営するために必要な地区として定めるものです。岸壁や埠頭といった港湾施設のほか、工場等が立地する工場用地もあわせて指定されます。臨港地区が指定されますと、一定規模以上の工場または事業場の新設や増設をする場合は、届け出が必要となります。

八戸港は、重要港湾に指定されているため、港湾法に基づく港湾計画が策定

されております。港湾計画は、港湾を計画的に開発・整備するとともに、適正に管理・運営・保全するための基本的な計画であり、臨港地区の指定は、この港湾計画と整合をとることとなっております。

前回の計画は平成11年に策定されておりますが、昨年12月に10年ぶりの改訂があったことから、今回、その改訂にあわせた臨港地区の変更（拡大）を行うものであります。

それでは、具体的な変更内容についてご説明させていただきます。

参考資料の2ページをご覧ください。変更地区の一覧表を記載しております。

今回、変更する地区は、全部で4地区となっております。4地区すべてを臨港地区へ追加指定することにより、既存の港湾区域と一体的な整備・管理を行うこととします。

また、八太郎2号埠頭地区と河原木1号埠頭地区については、市街化調整区域となっていることから、市街化区域に編入し、工業用地としての活用等、計画的かつ合理的な土地利用を図るものであります。

この変更に伴い、市街化区域は6,081haから6,143haへ、臨港地区は619haから706haへ、それぞれ62ha、87haの増加となります。

この図は、今回変更となる4地区の位置を示したものです。すべて臨海部に位置する埋め立て地となります。

この写真は、八太郎2号埠頭地区でございます。

面積約5.9haの区域で、荷さばきや荷物の一時保管及びそれらに関連する業務用地となるふ頭用地として活用を図るため、臨港地区へ追加指定するとともに、市街化区域へ編入いたします。

この写真は、河原木1号埠頭地区でございます。

面積約56.3haの区域で、ポートアイランドと呼ばれている地区でございます。工場用地、ふ頭用地等として活用を図るため、臨港地区へ追加指定するとともに、市街化区域へ編入いたします。

現在、物流施設、廃棄物処理施設等が立地しております。また、昨年埋め立てが完了したこの地区には、新日本石油による液化天然ガス（LNG）の輸入基地の建設が予定されております。

この写真は、八太郎地区でございます。

面積約11.2haの区域で、現在、三菱製紙の工場用地となっております。

港湾計画との整合を図るため臨港地区へ追加指定いたします。

この写真は、河原木2号埠頭地区でございます。

面積約13.9haの区域で、荷さばきや荷物の一時保管及びそれらに関連する業務用地となるふ頭用地となります。港湾計画との整合を図るため臨港地区へ追加指定いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成22年6月1日から6月14日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本会長)

ただいま説明のありました議案第1号、議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

【質問、意見等なし】

(山本会長)

それではご質問、ご意見等ないので、お諮りいたします。

議案第1号、議案第2号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本会長)

それでは、ご異議ないので、議案第1号、議案第2号については、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第3号「鶴田都市計画道路の変更（青森県決定）」についてご審議をお願いいたします。

議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局 都市計画・景観グループマネージャー)

議案第3号「鶴田都市計画道路の変更(青森県決定)」についてご説明いたします。議案書は9ページ、参考資料は4ページになります。

はじめに都市計画道路やその見直しの背景について説明させていただき、その後、具体的変更についてご説明させていただきます。

まず、都市計画道路についてです。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、つまり、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するため、都市計画法に基づいて決定している道路のことです。

次に、目的とその効果です。

都市計画道路に決定することにより、事前にそのルートを示すことができ、その決定された範囲に建築制限(一定の私権制限)がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。

この建築制限について、簡単にご説明します。

この図は、建築制限のイメージを図に示したものです。この黒い線が現在の道路の幅を示した線です。この青い点線が、都市計画道路の幅を示す線です。建築制限を受けるのは黒い線と青い点線の間区域になり、ほとんどが民地となっております。

この制限区域において、基本的には建築物を建てる際は2階以下で地階を有しない建築物であり、かつ比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ建築することができないこととなります。

また、都市計画道路を整備する事業を通常、街路事業と言っており、例えば、現道の幅員が8mの道路について、幅員16mで都市計画決定されている場合、計画区間を一律に計画決定幅の16mで整備する事業のことです。

この写真は、街路事業の整備後の写真です。すべての区間が計画決定幅で整備されています。都市計画決定を行い、街路事業を実施することにより、このような整備が可能となります。

都市計画道路を取り巻く環境について、4点ほどございます。

まず、1点目として、県全体の人口は、平成17年の国勢調査では約143万人となっていますが、厚生労働省の施設機関である人口問題研究所の推計では、30年後には約3割減少する予測となっています。

2点目として、国土交通省では将来交通の需要予測を5年ごとに出しております。その交通需要予測値を、近年は、常に実績値が上回っていましたが、平成18年に-5.8%と下回りました。

3点目として、青森県の自動車保有台数がはじめて平成19年から減少し始めております。

4点目として、社会資本整備費の縮小が続いております。このような中で、事業効果を上げるよう選択と集中により事業を行う必要があり、さらに現道等の既存ストックの活用が求められています。

都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加、右肩上がりの経済成長、交通量の増大、市街地の拡大などの時代にその多くを決定しております。しかしながら、今、ご説明したように、人口の急激な減少、経済の低成長、交通量の減少、自動車保有台数の減少など、社会経済情勢の変化を踏まえ、今回、全体的な見直しを行なっているものでございます。

また、国でも、こうした状況を踏まえ、都市計画道路の見直しを行うよう各自治体へ働きかけております。

今回の見直しにより、廃止する都市計画道路が出てきますが、都市計画道路を廃止したからといって、その道路を今後整備しないということではございません。

例えば、部分的に歩道の整備が必要な場合は、街路事業で路線全線を同じ計画幅で一律に整備するのではなく、歩道だけの整備を行う、あるいは、交差点の混雑が激しい場合は、交差点改良や右折や左折レーンの部分拡幅を行うなど、交通環境や整備の緊急性等を総合的に考慮しながら、その地区にあった局部改良を行うなど、現在の道路（ストック）を最大限に活用した整備手法に方向転換していくということでございます。

今後も都市計画道路を取り巻く環境の変化が予想されることから、おおむね5年ごとに定期的な見直しを行うこととしております。

それでは、鶴田都市計画道路の具体的な変更内容についてご説明いたします。

変更路線は、4路線となります。このうち3・4・2号駅通り線と3・5・1号菖蒲川新田子線の2路線は、車線数の追加だけの変更となります。これは、平成10年の都市計画法改正に伴い都市計画道路の決定事項に「車線数」が新たに追加されたことによるものです。よって、車線数の追加だけで、道路の形態などの実質的な変更はございません。

その他の2路線につきましては、交通需要の増加が見込めないことや代替路線が整備されていることから、都市計画道路を廃止するものです。

今回廃止する路線は、①の押上中泉線と②の東笹原相原線の2路線です。
それでは、廃止する路線について、路線ごとにご説明いたします。

押上中泉線は、この青い線で示した路線であり、鶴田町北部から鶴田小学校及び町立中央病院を經由し、JR五能線を立体交差して鶴田町東部に至る延長約1,610mの路線となっております。現道の幅は6m～10mとなっております。また、こちらに代替路線となる県道持子沢鶴田線のバイパスが整備されており、国道339号のバイパスに接続しております。

将来、交通需要の増加が見込めないことや代替路線が整備されていることからこの路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前が郊外を走る国道339号のバイパス方向、奥側が市街地方向となります。幅員は約10mで、片側に歩道が設置されています。

次に、3・5・2号東笹原相原線です。国道339号の旧道であり、鶴田町の市街地を南北に縦断する約1,890mの路線であります。現道の幅は7m～9mとなっております。代替路線としての国道339号が整備されております。

将来、交通需要の増加が見込めないことや代替路線が整備されていることからこの路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真です。手前が鶴田駅方向、奥側が五所川原市方向となります。国道339号の旧道であり、7mから9m程度の幅員が確保されています。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成22年6月1日から6月14日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本会長)

ただいま説明のありました議案第3号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(西谷委員)

廃止について鶴田町との協議は十分に行っているのでしょうか。

(事務局)

平成19年から都市計画道路の見直しについて調整を取っており、19、20、21年の3年間かけて協議を行っております。

(西谷委員)

町が廃止を嫌がっている訳ではないですね。

(事務局)

はい。町と調整を行ったうえでの結果です。

(山本会長)

他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それではご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第3号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本会長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第3号については、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第4号「六戸都市計画道路の変更（青森県決定）について」ご審議をお願いいたします。

議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局 都市計画・景観グループマネージャー)

議案第4号「六戸都市計画道路の変更（青森県決定）」についてご説明いたします。

議案書は12ページ、参考資料は6ページになります。

変更路線は、2路線となります。このうち3・5・1号犬落瀬中央線は、車線数の追加決定だけになります。

今回廃止する路線は、3・5・2号犬落瀬館野線になります。

犬落瀬館野線は、この青い線で示した路線であり、六戸町の中心市街地から六戸温泉を通り館野公園へ至る約1,210mの路線であります。現道の幅は約9mで、2mほどの片側歩道が整備されております。

現状である程度の幅員が確保されていることや、将来、交通需要の増加が見込めないことからこの路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前が市街地方向、奥側が館野公園方向となります。幅員は約9mで、片側に歩道が設置されています。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成22年6月1日から6月14日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本会長)

ただいま説明のありました議案第4号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(山本会長)

先ほどの西谷委員の質問と関連するのですが、この件につきましても町との調整が行われているのでしょうか。

(事務局)

同じように調整を行っております。

(山本会長)

他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それではご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第4号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本会長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第4号については、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第5号「五戸都市計画道路の変更（青森県決定）について」ご審議をお願いいたします。

議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局 都市計画・景観グループマネージャー)

議案第5号「五戸都市計画道路の変更（青森県決定）」についてご説明いたします。

議案書は15ページ、参考資料は8ページになります。

変更路線は、4路線となります。このうち3・3・1号扇田上新井田線、3・4・4号二本柳古館線、3・5・4号中ノ沢鍛冶屋窪上ミ線は車線数の追加決定だけになります。

今回廃止する路線は、3・4・3号上新井田追分線になります。

上新井田追分線は、この青い線で示した路線であり、国道4号から八景橋を通り県道橋向五戸線へ至る約2,200mの路線であります。現道の幅員は約9mで、2mほどの片側歩道が整備されております。また、この区間については、現道はありません。

現状で、ある程度の幅員が確保されていることや、将来、交通需要の増加が見込めないことからこの路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前が十和田市方向、奥側が五戸町の市街地方向となります。幅員は約9mで、片側に歩道が設置されています。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成22年6月1日から6月14日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本会長)

ただいま説明のありました議案第5号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(西谷委員)

今までの案件と異なり、五戸の現道の歩道はあまり幅も広くなく、整備しても良いかと思えます。

(事務局)

今後、整備が必要な箇所については、都市計画の決定幅で整備を行うのではなく、必要に応じて歩道の整備等を行うことは可能です。

(西谷委員)

直してあげることも考えてもよいのではないのでしょうか。

(事務局)

今後、道路事業等で行っていくことも考えられます。

(山本会長)

他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それではご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第5号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本会長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第5号については、原案どおり決することといたします。

次に、議案第6号「五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について、議案第7号「鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について、議案第8号「六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について、議案第9号「三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について、議案第10号「五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決

定)」について、議案第11号「階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願いいたします。

議案の内容について、事務局から説明してください。

（事務局 都市計画・景観グループマネージャー）

議案第6号から議案第11号までは、全て「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更に関するものであり、変更箇所が余りないことから、一括して説明させていただきます。

はじめに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容について説明させていただきます。「整備、開発及び保全の方針」は通常「区域マスタープラン」と呼んでおりますが、平成12年の法改正により新設されたものでございます。

すべての都市計画区域で定めることとなっており、県では平成16年に県内の全25都市計画区域で決定しております。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、おおむね5年ごとの都市計画基礎調査などを踏まえ、見直すこととしており、今回は初めての見直しとなります。

「整備、開発及び保全の方針」は、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めるものであり、用途地域等の土地利用規制や都市施設整備等、具体の都市計画を実施する上で、その方向性を示すものでございます。そのため、この決定により土地に規制がかかるとか、具体的に道路の整備を行うといったものではなく、あくまで具体的な土地の規制や施設の整備計画を検討する際の指針となるものであります。

「整備、開発及び保全の方針」においては、大きく3点ございます。

- ①都市づくりの基本理念、市街地像
- ②先ほどご審議いただいた区域区分を行うかどうかの選択
- ③主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についての方針を定めることとなっております。

今回の見直しにあたっての社会情勢の変化については、先ほど都市計画道路の見直しの説明時に申しましたが、本格的な人口減少時代の到来や少子高齢化の進展、地球規模の環境問題、財政的な制約の顕在化等がございます。

これらの状況を踏まえて、全県的な見直しを行っておりますが、その視点といたしましては、

- ①コンパクトな都市づくりの推進
 - ②優良な農地や身近な自然・緑地の保全
- の2つの視点で見直しを行っております。

議案書は18ページからとなります。また、参考資料としてA4縦の「各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とA3横の新旧を対照した資料をお配りしておりますが、本日は、A3横の新旧を対照した資料と正面のスライドをご覧くださいながら説明をお聞きいただければと思います。

「整備、開発及び保全の方針」の説明に関しては、時間の関係上

- ・目標年次
- ・区域区分の選択
- ・都市づくりの基本理念

を中心にご説明させていただきます。

また、参考資料の9ページに今回「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を変更する6区域の位置を示した県の管内図を載せてありますので、参考にさせていただければと思います。

それでは、議案第6号の「五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更内容について説明させていただきます。右肩に「資料1-2」と書かれたA3横の資料の1ページをお開き下さい。左側が変更前で、右側が変更後です。朱書きしているところが変更箇所です。

目標年次ですが、おおむね20年後ということで、平成42年に設定しております。また、前は基準年を記載しておりましたが、これは検討の参考とする国勢調査の実施年を記載していたものであり、今回の見直しでは平成17年となります。しかしながら、実際に検討を行った時期と相違があることから、今回は記載をしないことといたしました。

次に5ページをお開き下さい。

区域区分制度を適用するかどうかの選択でございます。前回、若干の増加傾向であった人口が減少傾向に転じているほか、商業販売額等も減少傾向にあるなど、前回と同様、区域区分を選択するほどの開発圧力もないと判断し、区域区分は定めないこととします。

なお、今、ご説明しました目標年次と区域区分制度の適用については、この後の議案第7号から議案第11号までの鶴田、六戸、三戸、五戸、階上都市計

画区域の「整備、開発及び保全の方針」においても同様でございますので、後の議案では、説明を割愛させていただきます。

それでは2ページにお戻り下さい。都市づくりの基本理念についてご説明いたします。若干構成は変わっておりますが、前回から大きな変更はございません。

五所川原都市計画区域は、津軽平野のほぼ中央に位置し、西北圏域の中心都市として発展してきました。JR五能線と津軽鉄道の結節点であるJR五所川原駅を中心に中心市街地が形成され、その周辺に住宅地を拝し、その回りに広大な農地が広がっています。

この区域の基本理念を「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」と掲げ、西北圏域の中心都市として、都市機能の強化・充実や周辺都市との連携強化を図ることとしております。

基本理念に関しては、平成19年6月に五所川原市の総合計画の改定があり、市の将来像が「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」と制定されたため、それを反映して変更しております。

以下、4つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「安心して便利に暮らせる都市づくり」においては、中心市街地の活性化や道路等の基盤整備の推進、公共交通の維持充実等を図ることとしたおります。また、冒頭にご説明しました全県的な視点を反映し、自然と調和したコンパクトな市街地の形成を追加しております。

「市街地の周囲に広がる農地の保全と、歴史と自然を生かした都市環境の形成」においては、農地の保全や歴史・自然環境を生かした都市環境の形成といった以前の記述に加えて、岩木山をのぞく眺望等、地域を代表する景観の保全を追加しております。

「活力ある産業の育成」に関しては、津軽自動車道をはじめとする広域交通網を活用した産業振興や歴史・自然を生かした観光産業の振興を図ることとしております。

最後に西北圏域の中心都市としての観点から、都市機能の維持・充実と他圏域や他都市との連携を支える広域交通ネットワークの形成を新たに追加しております。

14ページをお開き下さい。そのほかに変更した点としましては、ゴミ焼却場の老朽化等による近隣の施設との統合や、新たな汚物処理場の整備が予定されていることから、その旨修正しております。

以上が「五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要でございます。

続きまして、議案第7号の「鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございます。右肩に「資料2-2」と書かれたA3横の資料の2ページをお開き下さい。

都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

鶴田都市計画区域は、津軽平野の中央に位置し、町の中央部に岩木川が流れており、平坦な地形のなかで、津軽のシンボルである岩木山を望み、津軽富士見湖という回り堰を拝した特徴のある景観を形成し、農業を基幹産業として発展してきた都市です。

この区域の基本理念を「水と田園に抱かれた人にやさしい定住都市」と掲げ、良好な自然環境や歴史環境を生かしたまちづくりを目指すこととしております。

この基本理念に関しましては、現在ご審議いただいております「整備、開発及び保全の方針」をより具体的に示すものとなる町の都市計画マスタープランが今年3月に策定されましたので、その理念を尊重し、引用しております。

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「安心して便利に暮らせる都市づくり」においては、中心市街地の活性化に加えてコンパクトな市街地の形成、公共交通の拡充を図ることについて追加しております。

2点目の「まち全体が博物館となる個性的な都市づくり」では、津軽富士見湖をはじめとして、まちに点在する豊かな自然や文化財、史跡、岩木山を望む眺望、田園景観等を活用し、まち全体が博物館となるような個性豊かな都市づくりを行うこととしております。

3点目の「地域資源を活用した活力のある都市づくり」では、農業を支える農地の保全や定住促進のための雇用の場の確保、津軽富士見湖等の地域資源を活用した観光産業等の育成を進めることとしております。

3ページをお開き下さい。

地域ごとの市街地像に③として「湖沼・丘陵ゾーン」を追加し、観光レクリエーションの拠点となる津軽富士見湖周辺を位置づけるとともに、④の「その他の拠点」に道の駅「あるじゃ」を交流施設に位置づけております。

以上が「鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要でございます。

続きまして、議案第8号の「六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございます。右肩に「資料3-2」と書かれたA3横の資料の2ページをお開き下さい。

都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

六戸都市計画区域は、南北に長い平坦な地形で、奥入瀬川をはじめとする豊かな自然環境に恵まれ、農業を基幹産業として発展してきた都市です。

この地域については、「自然に抱かれた心豊かな交流都市」を基本理念とし、豊かな自然環境の保全と活用、生活・住環境の向上、各都市との連携強化を図ることとしております。

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「日常生活機能の充実した都市づくり」においては、中心市街地における都市機能の充実や利便性の高いコンパクトな都市づくり、また、道路、公園等の市街地整備を進めることとしております。

2点目の「農地を保全し、自然環境を活用したゆとりある都市づくり」では、食の生産拠点や田園景観を形成する貴重な農地・森林等の保全、また、緑の軸となる河川緑地等の保全を図ることとしております。

3点目の「地域の活力となる就業の場のある都市づくり」では、現在整備が進んでいる上北横断道路等を活用した戦略的な企業誘致をすすめるなど、就業の場の確保を図ることとしております。

7ページをお開き下さい。右下の記述でございますが、「自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針」において、貴重な景観資源である農地や森林の保全を図ることを追加し、また、その下の「計画的な土地利用の実現に関する方針」では、今後供用が予定される上北横断道路のインターチェンジの周辺地域において、無秩序な開発の恐れもあることから、適正な土地利用制限の検討を行う旨を新たに追加しております。

以上が「六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要でございます。

続きまして、議案第9号の「三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございます。右肩に「資料4-2」と書かれたA3横の資料の2ページをお開き下さい。

都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

三戸都市計画区域は、三戸町、南部町、田子町を含む一体的な日常生活圏の中心をなしており、青い森鉄道三戸駅から城山公園の地区を中心に市街地が形成され、その周辺には果樹、水田などの農地や樹林地が広がっているところです。

この区域の基本理念を「人がつどい、もてなしの心豊かな住みよいまち」と掲げ、八戸市の機能を補完する都市として、中心市街地や居住環境の整備を進めることとしております。

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「人と自然が共存できる都市環境の形成」においては、豊かな自然と共生するコンパクトな都市形成を図り、中心市街地の活性化による教育機能や医療機能等の維持・充実について追加しております。

2点目の「豊かな自然と歴史を生かした個性ある都市づくり」では、豊かな自然環境や地域固有の景観の保全と、南部藩ゆかりの歴史・文化遺産を生かした個性的で特徴ある都市づくりを進めることとしております。

3点目の「明るく活力のある産業都市の育成」では、農林業等の地場産業の育成や自然環境や歴史を活かした観光・レクリエーション機能の充実のほか、新たに優良な農地や森林資源の保全を追加しております。

そのほかの項目につきましては、大きな変更はございません。

以上が「三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要でございます。

次に、議案第10号の「五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございませう。右肩に「資料5-2」と書かれたA3横の資料の2ページをお開き下さい。

都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

五戸都市計画区域は、三戸郡北部の中央に位置し、新郷村などを含む一体的な日常生活圏の拠点となっており、五戸川の南側、県道沿いに中心市街地が形成され、市街地の周辺は、五戸川と浅水川が並行して流れ、平坦部に水田が開け、緩やかな丘陵地へと続き、畑、果樹園、畜産に利用されています。

この区域の基本理念を「みんなで創る、活気あるまち「ごのへ」と掲げ、八戸市の機能を補完する都市として、周辺都市との交流連携機能の強化を図ることとしております。

基本理念に関しては、平成17年8月に新五戸町総合振興計画が策定され、その基本理念が「みんなで創る、活気あるまち「ごのへ」と制定されたため、それを反映して変更しております。

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「安心して快適に暮らせる住環境の形成」においては、安心して住み続けられるための道路や上下水道といった基盤整備の推進に加えて、利便性の高いコンパクトで潤いのある住環境形成を図ることとしております。

2点目の「自然環境や歴史・文化資源の保全と活用」では、区域の特徴である起伏に富んだ豊かな自然環境や景観を保全するとともに、歴史・文化資源の保全や継承を通して個性的な地域社会の形成を図ることとしております。

また、3点目の「多様な交流の推進と活力ある産業の育成」では、農業の基盤となる農地の保全を新たに追加したほか、環境に配慮した生産基盤の整備や魅力ある商店街の形成、多様な交流の場づくりによる活気ある都市づくりを進めることとしております。

そのほかの項目につきましては、大きな変更はございません。

以上が「五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要でございます。

次に、議案第11号の「階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございます。右肩に「資料6-2」と書かれたA3横の資料の2ページをお開き下さい。

都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

階上都市計画区域は、八戸市から続く海岸部と階上岳周辺が、県立自然公園に指定されており、豊かな自然に恵まれ、農業や水産業が盛んな都市です。

この区域の基本理念を「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」と掲げ、圏域の中心都市である八戸市の隣接都市として連携・交流を図りながら、以下の3つの観点で都市づくりを推進することとしております。

1点目の「都市の核づくりと一体性のある住みよいまちづくり」においては、商業、行政サービス等の都市機能の集積を図るとともに、道路・公園等の計画的な基盤整備を進め、コンパクトで快適な住環境の形成を図ることとしております。

2点目の「自然と調和したまちづくり」では、階上岳や階上海岸等の豊かな自然、景観や歴史的・文化的遺産の保全などを進めることとしております。

また、3点目の「産業振興による個性あふれるまちづくり」では、農林水産業を支える農地、森林、漁場の保全、活用を図るとともに、産業の技術の高度化や地域資源を生かした階上ブランドの確立を進めることとしております。

そのほかの項目につきましては、大きな変更はございません。

以上が「階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要でございます。

なお、議案第6号から第11号までの案件につきまして、それぞれ都市計画法に基づき平成22年6月1日から6月14日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本会長)

ただいま説明のありました議案第6号から議案第11号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(西谷委員)

一括して説明されているので考え方は同じだと思うのですが、元々の計画が平成16年に策定され、基準年が平成12年で目標が20年後となっていますが、時代背景の変化により町づくりの基本理念が変わってきている事は分かりますが、見直しを行う事で目標年次が先延ばしとなり元々の計画の実現が伸びるのではないのでしょうか。それは地元の人々にとって納得出来るものなのでしょうか。時代背景として財源が厳しいのは分かるが、自分達が住んでいる町が変わることを期待しているのに、目標が遠のくことによって住民の将来に対する意気込みが薄らぎ、目標が見えなくなっている心配は無いのだろうか。また、コンパクトというキーワードが何度も出てくるが、町づくりの考え方を実現するために行政（県）としてどのような事を支援、指導していくように考えているのでしょうか。

(事務局)

コンパクトな町づくりを大きなテーマの一つとして掲げておりますが、あくまでもコンパクトな町づくりとは、今ある都市を縮小・縮減するというのではなく、今までの安易な拡大傾向を見直し、出来るだけ今あるストック（空き）の有効活用を検討し、それでもなお新たな開発が必要である場合には進めていっても構わないという考えです。今回の見直しによって住民や市町村の開発の

計画を一律で押しえつけないというものではありません。また、区域区分や都市計画区域の指定など県決定の案件についても市町村との調整を図りながら進めていこうと考えております。

(西谷委員)

「五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「目標とする市街地像」の項目を見ると、計画の中に「五戸町歴史みらいパーク」というものが記述されていますが、他の区域においてはそのような記述は見られません。新しい都市計画のプランの中で、地域にある資源を活かすようなものをコンパクトな町の中に作るというような考えは五戸にしかないのでしょうか。

(事務局)

都市計画のマスタープランは県で作成するものと市町村で作成するものの2種類あり、県で作成するものは大まかなアウトラインで、それをベースとして市町村が具体的に細かい計画を作成することになっております。五戸に関しては歴史未来パークというものを町で実施する計画が具体的にあつたため掲載しております。五戸以外の市町村についてもそのような計画があれば調整のうえ掲載するようにしています。

(山本会長)

五所川原については市の総合計画、鶴田については町のマスタープラン、五戸については新総合振興計画に基づいて今回の改訂を行っているとのことですが、その他の都市計画区域のものについては市町村のマスタープランに基づいて改訂が行われているということで宜しいでしょうか。

(事務局)

平成16年に新しく「整備、開発及び保全の方針」を決定した後に新たに総合計画や市町村のマスタープランが見直された区域に関しては新しいものを反映しました。他の区域については新しいものが無かったため、以前に計画しているマスタープランや現在の状況を市町村と調整して反映させる形としております。

(山本会長)

作成するにあたって当然、市町村との協議を行っていると思いますが、内容についての異論は無かったのでしょうか。

(事務局)

はい。市町村と数回、意見調整を行い、最終的な了解を得たうえで手続きを進めております。

(山本会長)

最初に西谷委員からご質問がありました、何となく計画年次が先延ばしにされている感があるという点についてはいかがでしょうか。

(事務局)

「整備、開発及び保全の方針」では計画年次が20年後の都市像を見越すということになっております。しかし、20年間ずっと見直さないわけではなく、途中で社会情勢等の変化により町づくり自体の枠組が変わるような事が出てくれば都度見直すことになっているため、平成42年まで縛られるということではありません。

(藤村委員)

基本理念についてはどの都市計画区域のものについても修正が行われていますが、後半のページに出てくる地域毎の市街地像について、鶴田の場合は基本理念に基づいて修正が行われていますが、他の区域については改訂前と変わっていないように感じました。基本理念が変われば、地域毎の市街地像についても変更があるのが当然かと思うのですが。

(事務局)

基本理念をコンパクトな都市づくりと優良農地等の保全の2つの視点で記入しており、変更があるように見えますが、実際には文言の置き換えや強調が主で内容が大きく変わっている訳ではないため、地域毎の市街地像について連動して変更の必要はないと考え、変更されていない部分があります。

(石岡委員)

基準年、目標年次が申し合わせたように全て同じとなっていますが、県の方から指導があるのでしょうか。

(事務局)

整備、開発及び保全の方針は県が策定する計画であり、策定期間が同じであるため、基準年、目標年次についても同じとなっております。

(石岡委員)

社会事情等を踏まえて変更を行う必要があることは重々理解しておりますが、従来掲げてきた目標に対して検証、総括を行う視点を持ち合わせたうえで新しい計画を策定されているのでしょうか。

(事務局)

「整備、開発及び保全の方針」は今後の方向性を大まかに示すものであり、具体的な中身については市町村が策定するマスタープランにおいて示されております。「整備、開発及び保全の方針」の見直しの前に県の都市計画マスタープランの策定を平成20、21年に行いましたが、結果的に大きな変更はありませんでした。それを踏まえて「整備、開発及び保全の方針」の見直しを行っており検証も行ってありますが、結果的に大きな変更はございませんでした。

(石岡委員)

一般住民の方々に「整備、開発及び保全の方針」の変更についてお知らせしたにも関わらず何も意見等が無かったのは、情報発信が不足しているのではないのでしょうか。自分達が住む身近な自治体の状況なので、情報公開をもう少し工夫して色々な方から意見が出るようにしてはいかがでしょうか。

(山本会長)

今回の方針の決定において「(青森県決定)」となっておりますが、県決定の「整備、開発及び保全の方針」と市町村がやるべき「市町村マスタープラン」の関係についてもう少しご説明いただいた方が委員の皆さんにご理解いただけるかと思いますので補足をお願いします。

(事務局)

法律上、マスタープランは2つあり、県で作成する「整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)と市町村で作成する「市町村マスタープラン」があります。なぜ2つあるのかというと、基本的に町づくりは市町村が主体となり、地元住民の方々の意見を反映して行うべきものでありますが、市町村だけで行うべきかという広域的な視点を持つことも必要であるということから、平成12年の都市計画法改正によって「整備、開発及び保全の方針」を定めるよう規定されました。

では、どのような役割分担かと申しますと、広域的な観点からある程度の大枠を県が定め、それと齟齬の無いような形で市町村が地区レベルでの詳細な計画を立てます。具体的には中学校の学区程度の地域に分割した形での計画づく

りを多くの市町村が行っているようです。県と市町村で方向性に大きな違いが無ければ、市町村において細かい計画を立てて町づくりを行っている状況です。

(氏家委員)

20年後の都市の姿を展望したということですが、実際に20年後の都市を展望することが可能なのかということに疑問を持ちます。展望したということであれば、それぞれの都市計画区域についての20年後の税収等について全部計算されたうえでの計画となっているのでしょうか。

(事務局)

20年後の税収を予測するのは難しいですが、人口に関しては人口問題研究所で推測した信頼性の高い数値が出されています。また、行政の予算状況について、トレンドはある程度予測しておりますが、きちんとした数字までは出しておりません。

外へ向かって開発を安易に広げていくことはしない、食糧問題も念頭に置いて農地を今まで以上に大切にしていこうという方向性を大きな主軸として見直しを行っております。

(氏家委員)

「町全体を博物館とする」、「農地や自然を保全する」など一般的に受けの良い言葉が並んでいますが、本当にそれらを行うとなると非常にお金もかかりますし、町全体を博物館とするというのも、古いものがあれば博物館といえる訳ではなくて、他地域から来る方が理解できるようなものを作らないと博物館とは呼べない訳ですから、そのような事を書いた以上は予算等の面で県としてサポートしていくという意気込みでしょうか。

ほったらかしにしておく事が保全だとか、古いものは古いままで直さないのが博物館だというような悪い意味に聞こえてしまうのですが、そういう事ではなく、都市計画審議会で決めた以上は県として博物館とするような手立てをするという意気込みと捉えても良いのでしょうか。

(事務局)

「整備、開発及び保全の方針」の目的は、目指す都市像を示し、それに対してお金で支援するのではなく、都市計画制度上でどういう形で進めていくかの方針を定めるものです。「町全体を博物館とする」というのは鶴田町がそのように取り組みたいという意向を受け入れたもので、土地利用の方向性や都市計画制度の面で県として支援していくということです。

(氏家委員)

ただ、これは県決定であれば、この場で方針は決定したが県全体としては認めないとなればおかしい話で、県で認めた以上は他の部署でもサポートするのは普通だと思うのですが。予算が無いから認められないという判断が他から出る場合もあるのでしょうか。

(事務局)

これは、あくまでも都市計画の視点で見ていくという事でご理解いただきたいと思います。

(山本会長)

市町村の持っている町づくりの考えについて、都市計画の観点からサポートするのが今回の「整備、開発及び保全の方針」ということでよろしいですね。都市計画で出来る具体的な事は土地利用の制限や線引き等に限定されるということによろしいですね。

(事務局)

はい。

(山本会長)

市町村の総合計画やマスタープランに基づいて作成しているのは、それぞれの市町村の計画との整合性が一番大事であり、それを都市計画の観点からサポートしていきましょうというのが今回の県の都市計画審議会に諮った趣旨と理解して宜しいでしょうか。

(事務局)

はい。

(山本会長)

氏家委員がおっしゃる、県としてオーソライズされるべきというのは確かですが、都市計画審議会としてはあくまでも都市計画の観点からサポートしていくという形です。鶴田町の構想の実現のためには県の他の関係部局との連携は大事になってくると思います。

(田中委員)

異議書が住民から出される事はなかなか無いかと思えますし、今回も提出はされておりませんが、もし異議書が出た場合の扱いはどのようになるのでしょうか。

また、意見になりますが、20年前を振り返った時にその当時に策定されたマスタープラン等がどれだけ達成されているのかと考えれば、行政が定めたものはなかなか目に見えにくく、住民の関心の無い部分や分からない部分で本当は色々行われているのに、住民が自分自身の事のように感じられていないと思います。財政などの面になると達成度が数値で表されていますが、今回の「整備、開発及び保全の方針」については難しいかもしれませんが、20年経ってより良くなっている、達成されているというものが示されれば、少し感じ方が変わってくるのではないかと思います。

(事務局)

異議書の取扱いについてですが、都市計画審議会へ諮る前に住民説明会を行い、その後、案の縦覧を2週間行っております。その際に異議のある方は意見書を提出してもらいます。最近は事例がありませんが、意見書が出た際には賛成、反対に関わらず審議会で委員の皆様へお知らせして審議していただくことになります。

(板垣委員)

意見となりますが、都市計画基礎調査が5年毎に実施されていて、その都度見直しを行うという事ですが、5年毎の調査に対して目標年次が20年後というのが長すぎるという印象を受けました。

また、「整備、開発及び保全の方針」の作成にあたって県と市町村の合意が図られた部分が内容に載ってくると思うのですが、外された部分が気になります。市町村から挙げてきたものに対して県として認められないということで外されたものはどういう内容なのかが気になります。

(事務局)

目標年次を20年後としているのは、国が出している都市計画運用指針において定められており全国的な流れに準じております。

「整備、開発及び保全の方針」は県としては大枠で捉えているため、市町村から細かい部分について挙げてきた場合、「整備、開発及び保全の方針」へは載せられないので市町村マスタープランへ載せてもらうようにしています。

(板垣委員)

都市計画の決定にあたって、市町村としても都市計画の概略について「こういうのが欲しい」という意見も出るかと思うのですが、県の考え方との関係はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

概ね市町村の意見を受けて対応しております。

(板垣委員)

100%に近い形で市町村の意見が決定されているのでしょうか。

(事務局)

「整備、開発及び保全の方針」についてはほぼそのようになっております。

(板垣委員)

ということは、この方針は県の決定とありますが、言葉を換えて言えば市町村の決定事項ということでしょうか。

(事務局)

法律上、県が定めることになっておりますが、都市計画は各市町村が主体となって行うのが基本であるという点から市町村の意見をかなり取り入れた形で作っております。

(東北農政局 佐藤委員 代理出席者)

全ての区域の見直しの方針としてコンパクトな町づくりと優良農地の保全が掲げられておりますが、五所川原都市計画区域の土地利用の方針のところでは五所川原だけ特定用途制限地域の検討という踏み込んだ記載が見られるのですが、五所川原だけ踏み込んだ背景などありましたら教えて下さい。

(事務局)

五所川原だけではなく、他の区域においても白地地域においては都市計画制度を活用して対応していきたいという記載があります。五所川原については南東部の白地地域において開発が進んだ地区があったため、今後開発していく場合でも計画的に行っていただきたいという考えから追加しております。

(東北農政局 佐藤委員 代理出席者)
開発圧力が少しあるということですか。

(事務局)
今はもう無くなりましたが、以前は少しありました。

(氏家委員)
全県で25都市計画区域があり、そのうち今回の審議会では6区域について審議されましたが、残りの19区域については今後どのようなようになるのでしょうか。

(事務局)
今年度の審議会について次は1月と3月に開催したいと考えております。都市計画道路の見直しについても同じですが、残りの区域の変更について1月と3月に順次諮りたいと考えております。

(氏家委員)
諮る順番は特にあるのでしょうか。

(事務局)
順番は特にありませんが、説明会等を行うにあたって一度に行うのが日程的に難しいことと、国との調整や協議を行う必要がある案件もあるため、今回の7月と次回以降予定している1月、3月に分けて行うことにしております。

(山本会長)
他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
ご質問、ご意見等がだいたい出尽くしたようですので、お諮りいたします。
議案第6号から議案第11号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)
異議無し

(山本会長)
それでは、ご異議ないようですので、議案第6号から議案第11号については、原案どおり決定することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、「原案のとおり議決された」旨答申することといたします。

これをもちまして、本日の予定は終了いたしました。進行を司会にお返しいたします。

(司会)

皆様方には、長時間に渡りご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、第130回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

この議事録が、審議の内容と相違ないものと認め、署名押印する。

議長 山本 恭逸 

署名者 石岡 千鶴子 

署名者 田中 心子 